

報告第2号

令和7年度事業報告

【総務部】

1 総括

恒常的な事業として、「司法書士試験合格者説明会」「入会希望者の登録面接」等の自治に関する事業及び「会館・事務局の整備」「会員への文書配信」等の福利等に関する事業については、例年どおり実施した。また、定期的に開催していた熊本地方法務局及び熊本県土地家屋調査士会との合同意見交換会(通称「三者検討会」)は、今年度より本会と熊本地方法務局との意見交換会(通称「二者検討会」)に改め、司法書士業務に関するものに限定したうえで主に登記事務処理の円滑化に関する意見交換を行った。

また、今後の会員数の動向及び新会館建設後における財務内容を検証し、将来に向けた運営及び対策を検討すべく財務運営対策委員会にて継続的に協議を行った。

その他、会員に対する苦情への対応を行うとともに、熊本地方法務局からの法違反調査事業につき当該事業を受託し非司排除活動の充実を図った。

2 自治に関する事業

(1) 司法書士試験合格者入会説明会

令和7年11月10日(月)、試験合格者5名に対する説明会を会館において行った。

本会をはじめ、政治連盟熊本会、公共嘱託登記司法書士協会、リーガルサポート熊本支部、熊本県青年司法書士会から組織・設立趣旨等について説明し、本会からは、加えて新人研修、特別研修、入会・登録手続等について説明を行った。

(2) 登録時の面接及び登録証交付式の運営

令和7年度の入会者は9名であった。新入会者については、入会登録申請時に面接し事務所開設時の注意点、業務姿勢、報酬明示等について説明・指導し、連合会登録後に役員・支部長立会のもとに厳粛に登録証交付式を行った。

(3) 会員名簿の発行

令和7年10月24日現在での会員名簿を作成し、発行した。

(4) 会則・諸規則の整備

ア 綱紀調査委員会に調査付託しなければならない場合及び注意勧告をすることができる場合の規定に関する文言の整理のため、「熊本県司法書士会会則」を一部改正した。

イ 注意勧告手続及び量定意見手続の運用を見直すため、「熊本県司法書士会注意勧告運用規則」及び「熊本県司法書士会懲戒処分の量定意見に関する規則」を一部改正した。

ウ 会費未納によりみなし退会となった者に対し綱紀調査を開始することができることを明確にするため、「熊本県司法書士会綱紀調査委員会規則」を一部改正した。

エ 債務整理事件の適正な処理のため、「熊本県司法書士会債務整理事件の処理に関する規則」及び「熊本県司法書士会債務整理事件の処理に関する運用指針」を全部改正した。

オ 全国で発生する災害に速やかに対応するため、「震災対応特別会計規則」を一部改正した。

カ 会館の大規模修繕、増改築及び将来の建設等に備えて必要な資金を積み立てることを目的として、「会館修繕等積立金特別会計規則」を制定した。

キ 役員手当を会務の負担に応じた手当とするため、「熊本県司法書士会役員等手当支給規則」を一部改正した。

ク 事務手当を会務の負担に応じた手当とするため、「熊本県司法書士会会則施行細則」を一部改正した。

ケ 日司連の司法書士徽章の価格値上げに伴い「熊本県司法書士会会員証及び司法書士徽章に関する規程」を一部改正した。

(5) 組織・財務に関する検討

令和7年8月10日からの大雨により被災した会員への義援金の配分を行うため、令和8年2月14日(土)開催の第5回理事会において、令和2年7月豪雨災害の義援金の配分を参考に配分基準を定め、令和8年3月に義援金の配分を実施した。

なお、会則第53条に基づく特別委員会は設置しなかった。

(6) 司法書士業務賠償責任保険

令和8年3月17日(火)、事故処理委員会を開催し、業務賠償責任保険の申請の有無等について損害保険会社の委員より報告を受け、その後、保険内容等について協議をした。

(7) 紛議調停委員会

紛議調停委員会は開催されなかった。

(8) 非司法書士排除活動

非司排除活動については、法務局の法違反調査の委嘱を受け、支局毎に令和7年11月5日(水)から13日(木)の間で、調査を行った。その後、本会にて各支部からの調査結果に基づき、取りまとめて法務局長宛て報告した。

その他、非司活動と疑われる事案がなかったため、非司排除委員会は開催していない。

(9) 綱紀調査

令和7年度においては、令和6年度より調査が継続していた2件について、綱紀調査委員会からの調査報告を受け、うち1件について注意勧告小理事会を開催した。

(10) 苦情処理

令和7年度の苦情の申し出等については、事務局に対して電話及び書面で27件あり、主に総務部が窓口となり対応した。この内、6件について苦情申出人と面談を行い、2名の対象会員から事情の聞き取りを行った。

3 福利等に関する事業

(1) 会館・事務局の機能の充実と整備

会館の点検整備、清掃作業を行い、会館の美化・整備を行った。なお、日常清掃については、週に一度、業者に委託して清掃を行った。さらに、事務局体制の整備を行った。

(2) 情報伝達

電子配信の会員数は、令和8年3月末日現在で315名中306名、約97.1%（前年度約95.9%）の会員に利用していただいている。また、配布時間の無い会員周知依頼文書については、速やかな情報伝達手法として、ホームページ上の「お知らせ」欄を活用した。その他、ホームページの更新を順次行った。今後もホームページ掲載情報の工夫等更なる充実を図って行きたい。

今後も社会情勢の変化に伴い配送料が値上げされる可能性があり、仮に値上げされればこれまで以上に通信費用がかかることになる。会員の更なる理解と協力を得るべく、努力を継続していきたい。

(3) 会員間の親睦

令和7年11月16日(日)、くまもと中央カントリークラブにおいて「会員親睦ゴルフコンペ」を開催し、20名の参加があり、親睦をはかった。

4 新会館建設事業に関する記録

将来のため、新会館建設事業に関する資料を整理し、記録していく作業を行った。

5 諸団体、諸機関との交流及び協同

(1) 二者検討会における熊本地方法務局(不動産登記部門、法人登記部門)との協議

令和7年8月27日(水)、令和8年1月26日(月)

主に登記事務処理の円滑化に関する方策について協議した。

(2) 家事関係機関との連絡協議会 令和7年12月11日(木)

家庭裁判所において、後見等申立事件に関する運用状況及び留意事項等並びに成年後見制度利用促進の取組み状況について、関係団体との協議を行った。

(3) 熊本県専門士業団体連絡協議会(司法書士会、弁護士会、税理士会、行政書士会、社会保険労務士会、土地家屋調査士会、不動産鑑定士協会、公認会計士協会)

令和7年度は公認会計士協会が主管して、令和7年11月23日(日)に合同無料相談会をくまもと県民交流館パレアで開催した。

(4) 熊本県高齢者・障害者虐待対応専門職チーム

熊本県弁護士会、熊本県社会福祉士会と本会の三者から構成する熊本県高齢者・障害者虐待対応専門職チームに対し、会員を派遣して活動支援を継続した。

(5) 六者協議会 令和8年1月19日(月)

本会、政治連盟熊本会、公共嘱託登記司法書士協会、リーガルサポート熊本支部、熊本県青年司法書士会、本会熊本支部との協議会を開催し、次年度の事務委託費及び助成金等について協議した。

6 その他

(1) 受託団等

ア 独立行政法人福祉医療機構の登記については、受託件数22件(前年度28件)、独立行政法人住宅金融支援機構の登記については、受託件数18件(前年度27件)であった。

イ 熊本市からの死亡人遺留金処理に係る相続財産管理人選任申立書作成等業務については、受託はなかった(前年度0件)。

ウ 熊本市からの空家等の所有者等調査業務については、受託はなかった(前年度0件)。

エ 熊本地方裁判所から所有者不明土地管理人等並びに熊本家庭裁判所から不在者財産管理人及び相続財産清算人の推薦依頼を受け、当会備付の各種財産管理人候補者名簿を活用し、94件推薦した。

(2) その他情報収集等

○第90回日司連定時総会(令和7年6月19日(木)、20日(金) 東京都新宿区:新宿住友ビル 新宿住友ホール)

○第80回九B定時総会(令和7年6月7日(土)、8日(日) 熊本市:熊本ホテルキャッスル)

○九B理事会(4回)

○九B各県部長連絡協議会(令和7年9月7日(日) 佐賀市:ホテルグランデはがくれ)